

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和2年度 母子保健指導者養成研修事業
妊産婦のメンタルヘルスケアと
「産後ケア事業」に関する研修
令和2年10月12日(月)～11月10日(火)

母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課
健やか親子21

0

母子保健法の概要

1. 目的
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義
妊産婦…妊婦中又は出産後1年以内の女子
乳児…1歳に満たない者
幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)
市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)
市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊婦の届出(第15条)
妊婦した者は、速やかに市町村長に妊婦の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)
市町村は、妊婦の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)
市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を初動させて必要な保健指導を行い、診査を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)
市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、産後ケアに関する指導又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。
※令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)
体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の所在地の市町村に届け出なければならない。

8. 養育医療(第20条)
市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)
市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

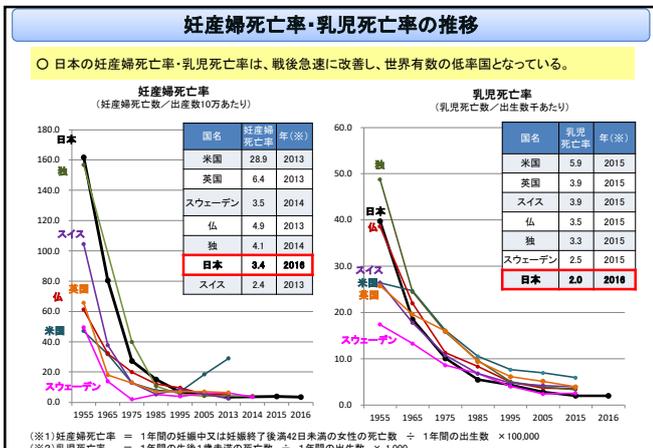
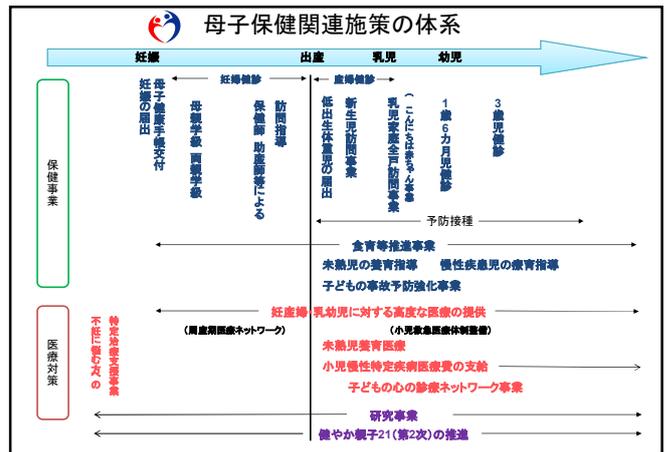
我が国の母子保健行政のあゆみ①

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

- 1937年 保健所法の制定
- 1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定
- 1938年 厚生省(現、厚生労働省)設置
- 1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定
- 1942年 妊産婦手帳制度(現、母子健康手帳)の開始**
- 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定**
- 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行**
- 1965年 母子保健法制定 (児童福祉法から独立)・施行(1966年)**

～ 児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ～

- 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- 先天性代謝異常等検査事業の実施、充実
- 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
- 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底



我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

- 1994年 「エンゼルプラン」の策定
母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ)※平成9年4月施行)
- 1999年 「新エンゼルプラン」の策定
- 2000年 「**健やか親子21**」(2001～2010年)の策定
- 2004年 **不妊治療への助成事業の創設**
「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
- 2009年 「**健やか親子21**」の計画期間を4年延長し、2014年までとする
※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するための計画期間をそろえた
- 2012年 子ども・子育て支援法の制定

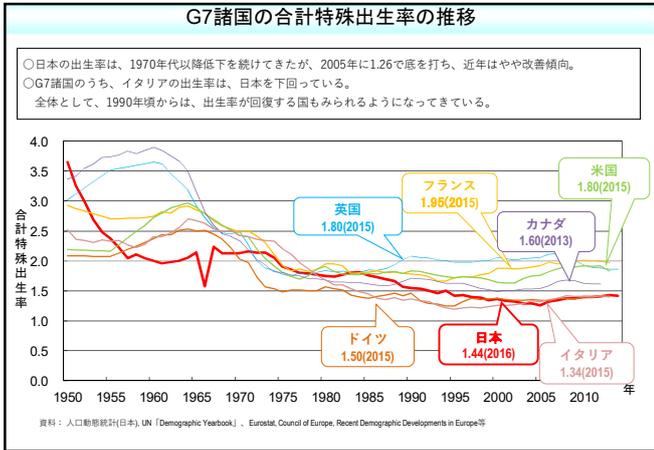
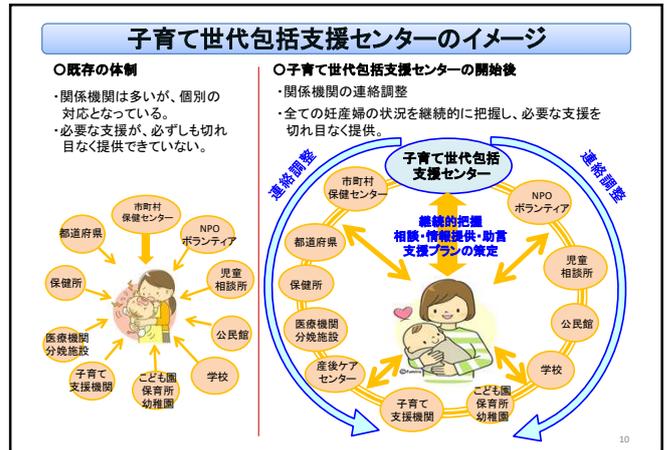
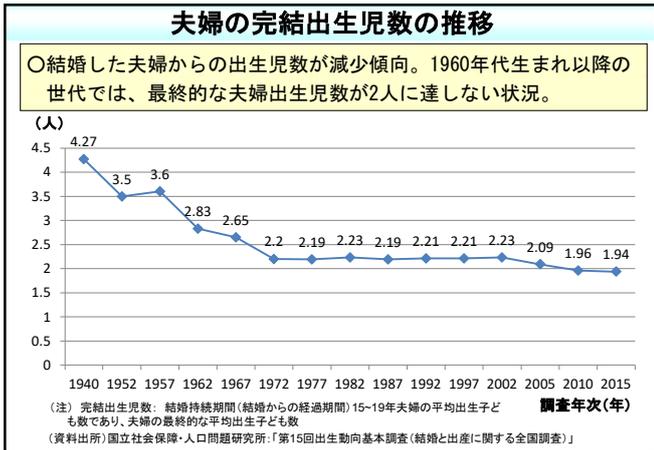
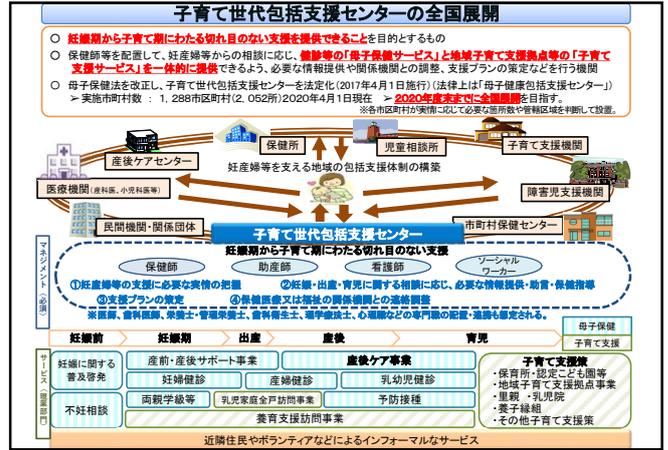
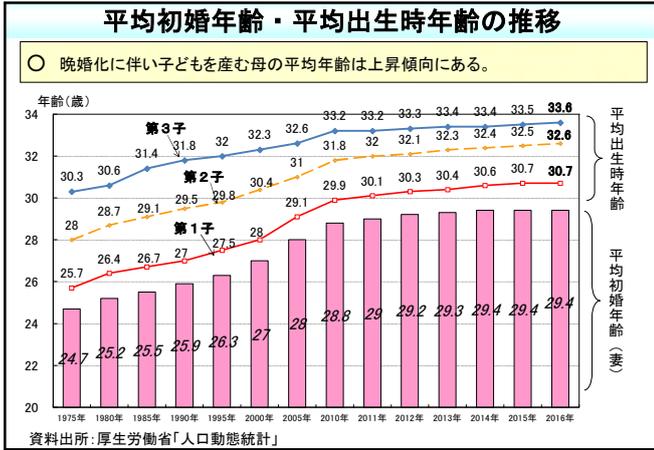
(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に
○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

- 2015年 「**健やか親子21(第2次)**」(2015～2024年度)の策定
子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

- 2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
※母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の全国展開
- 2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)
- 2019年 **母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化)**。令和3年4月1日施行)

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



産前・産後サポート事業

(令和元年度予算) 777百万円 → (令和2年度予算) 1,704百万円

事業目的等
 ○ 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体
 ○ 市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者
 ○ 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○ 事業の内容
 ① 利用者の悩み相談対応やサポート
 ② 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
 ③ 妊産婦等をサポートする者の募集
 ④ 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
 ⑤ 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
 ⑥ **多胎妊産婦への支援(多胎ケアサポート、多胎妊産婦サポート等)による支援**
 ⑦ **妊産婦等への育児用品等による支援**

○ 実施方法・実施場所等
 ① 「アウトリーチ(ハートナー)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
 ② 「サービス(参加)型」…公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○ 実施担当者 (1) 助産師、保健師又は看護師 (2) 子育て経験者、シニア世代の者等
(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)

○ 補助率等 (補助率: 1/2) (R2基準額: 人口10~30万人未満の市の場合 月額981,700円等)
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は501市町村において実施)

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

多胎妊産婦への支援について

○孤立しやすく、産前・産後で育児の負担が多い多胎妊産婦を支援するため、産前・産後サポート事業に支援のためのメニューを創設し、多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図る。

■対象：多胎妊婦、多胎家庭
■実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①多胎ピアサポート事業：補助単価：月額189,000円
孤立しやすい多胎妊婦及び多胎家庭を支援するため、同じような多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

②多胎妊産婦サポーター等事業：補助単価：月額408,800円
○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ、育児等サポーターを派遣し、産前や産後において、外出の補助や日常の育児に関する介助等を行う。併せて、日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。
○多胎妊産婦等へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施する。

<多胎ピアサポート事業>
○多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。
○相談支援事業では、多胎妊婦が入院する病院への訪問や多胎妊産婦の家庭へのアウトリーチを実施。

<多胎妊産婦サポーター等事業>
○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。
○多胎妊産婦へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施。

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは
○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要
○現在、予算事業として実施している市区町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
○各市区町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

○実施主体：市区町村
※事業の全部又は一部の委託が可能

○内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助

○実施形態：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）

○実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設

○実施基準：厚生労働省令で定める基準（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者
○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携
○市区町村は、妊娠前から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連携調整
・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日
○令和3年4月1日

産婦健康診査事業について

(令和元年度予算) (令和2年度予算)
1,268百万円 → 1,826百万円
(338,180件) (486,801件)

要旨
産後うつや産後うつ予兆等の観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容
○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
（実施主体：市区町村、補助率：1/2、R2要求基準額：1回当たり5,000円）（令和元年度は671市区町村において実施）
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
(1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
(2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
(3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）における産後ケア事業の全国展開についての記載

I-2(3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

・特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

産後ケア事業

(令和元年度予算) (令和2年度予算)
2,551百万円 → 2,708百万円

事業目的
○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等
○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者
○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない妊婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2)その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）
原則として①及び②を実施。必要に応じて③から⑤を実施。
①産婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
②産婦に対する療養上の世話 ④産婦及び産児に対する心理的ケアやカウンセリング
③産婦及び乳児に対する保健指導 ⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法（実施場所等）
(1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
(2)「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
(3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

○補助率等 (補助率：1/2) (R2基準額：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)
（利用料については、市区町村が利用料の所得等に応じて徴収）
（平成26年度は、妊婦・出産包括支援モデル事業の一部として事業実施。令和元年度は941市区町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、[次世代育成支援対策推進法交付金](#)において補助

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

母子保健及び子どもの慢性的な疾病についての対策

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

【令和元年度母子保健法改正関係】

- 【法律】母子保健法の一部を改正する法律
- 【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令
- 【省令】母子保健法施行規程の一部を改正する省令
- 【局長通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について
- 【局長通知】病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの連携について
- 【事務連絡】母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて
- 【参考】母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）に関するQ&A（令和2年3月2日時点）
- 【産前・産後サポート事業ガイドライン】及び「産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月）【PDF形式：554 KB】

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修3. 妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

成育医療等協議会について

- 成育基本法（令和元年12月1日施行）に基づき、政府は、成育医療等基本方針を策定。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成する際に、成育医療等協議会の意見の聞くものとされている。
- そのため、厚生労働省に成育医療等協議会を設置（成育医療等の業務に従事する者、学識経験のある者より20名の委員を任命（任期（2年）））。

構成員

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック 院長	園田 正樹	OI Inc.（シーアイ・インク） 代表取締役
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	中澤 よう子	神奈川県健康医療局 医務監
◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター 理事長	中西 和代	株式会社風韻社たまごクラブ編集部ひよこクラブ編集部統括部長
鎌谷 文明	くればけ法律事務所 弁護士	橋本 直也	株式会社Kido Public 代表取締役
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事	平原 史樹	公益社団法人日本産婦人科医会 副会長
金森 勝雄	富山県舟橋村 村長	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学福祉社会医学講座 教授
神川 晃	公益社団法人日本小児科医会 会長	山田 直子	埼玉県立常盤高等学校 校長
橋元 洋子	社会福祉法人キャンパスの会 理事長	山本 秀樹	公益社団法人日本産科医師会 常務理事
末松 剛子	三重県鈴鹿市長	吉川 優子	一般社団法人吉川慎之記念基金 代表理事
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事	渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

（50音順・敬称略、◎は委員長）

スケジュール

- 成育基本法に基づき、国が定めるとされた成育医療等基本方針（基本方針）の策定のため、令和2年2月13日に審議開始。
- 基本方針については、成育医療等協議会において意見をとりまとめ、パブリックコメントを実施した上で閣議決定予定。

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21